

Client Alert

15 November 2022

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



佃 浩介
アソシエイト
03 6271 9510
kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com

インドネシア競争当局が、違反企業の競争法順守のための体制を評価及び認証する制度を導入

インドネシア政府は、競争当局が違反企業の競争法順守のための体制（コンプライアンス・プログラム）を評価及び認証する制度を設けた。認証を受けることができれば、将来、仮に調査対象になったとしても、行政処分の軽減が期待できる。

企業の効果的なコンプライアンス・プログラムの整備・運用に対して罰則の軽減を認める制度的な枠組みは、米国にて導入されており、多くの企業が、効果的なコンプライアンス・プログラムの導入を進めている。インドネシア政府のこのたびの制度導入は、米国の制度的な枠組みに倣うものである。

1. 米国でのコンプライアンス・プログラムの取扱い

米国では、刑事全般について、量刑が専ら裁判官の裁量に委ねられるのではなく、客観性のあるガイドラインに基づくべきとの考えから「United States Organizational Sentencing Guideline」¹（以下、「連邦量刑ガイドライン」）が策定されている。連邦量刑ガイドラインは、企業犯罪に対して、刑の基準及び加重要素、減輕要素を示すもので、一定のコンプライアンス・プログラムを備えていることが減輕要素となるとしている。

米国司法省は、企業のコンプライアンス・プログラムを検察官がどのように評価すべきかについての詳細な指針「U.S. Department of Justice Criminal Division Evaluation of Corporate Compliance Programs」²を定めている。同指針は、連邦量刑ガイドラインにおけるコンプライアンス・プログラムを評価するにあたり、より具体的な判断基準を示すものである。同指針では、企業のコンプライアンス・プログラムが①良く設計されているか、②効果的に機能するために十分な資源と権限が与えられているか、③実際に機能しているか、という3つの基本的な問いに基づいて判断されることとなり、それぞれの問いについて評価項目と評価要素を設定している。例えば、上記①「良く設計されているか」については、評価項目の中に「トレーニングとコミュニケーション」という項目があり、そこでの評価要素として、「誰がどのようなテーマで研修を受けるべきかを決定するため、会社はどのような分析を行ったか」、「監督部門の従業員は通常とは別の研修や補足的な研修を受けたか」といった点を見るべきとしている。同指針から、検挙された企業は、コンプライアンス・プログラムのどのような点が評価され、刑の軽減につながるのかを把握できるとともに、新たなコンプライアンス・プログラムの整備や既存のコンプライアンス・プログラムの向上のために何をすればよいかを知ることができる。

¹ <https://www.ussc.gov/guidelines/2021-guidelines-manual/annotated-2021-chapter-8>

² <https://www.justice.gov/criminal-fraud/page/file/937501/download>



2. インドネシアにおける競争法コンプライアンス・プログラム評価・認証制度

インドネシアにおいては、競争法の執行について定めた「独占的慣行および不公正な企業競争の禁止の実施に関する 2021 年インドネシア共和国政府規則第 44 号」³の中で、「倫理規範、研修、普及・啓発など、公正な事業競争原則の遵守に向けた取組の存在を示す活動を企業が行うこと」が制裁金額の減輕要因となることが規定されていた（14 条 c 号及び 15 条 a 号）。この規定を具体化するために、今年初頭「競争法コンプライアンス・プログラムに関する 2022 年 KPPU 規則第 1 号」⁴（以下、「コンプライアンス・プログラム規則」）が公布され、インドネシア競争当局（Komisi Pengawas Persaingan Usaha 以下、「KPPU」）により企業が効果的な独占禁止法及び競争法遵守のための体制（競争法コンプライアンス・プログラム）を有すると評価、認証をする制度が設けられるとともに、評価の指針が示された。

企業が競争法違反をした場合に制裁金減輕などの効果を得るためには、自社の競争法コンプライアンス・プログラムがコンプライアンス・プログラム規則の要件を満たしていることを KPPU に示した上で、KPPU による認証を得ることが重要となる。

コンプライアンス・プログラム規則には効果的な競争法コンプライアンス・プログラムが備えるべき最低限の要素として、以下の 10 項目が列挙されている。

- 企業トップの責任ある関与
- 競争法コンプライアンス・プログラムの実施を監督する任命された担当者
- 企業の業務に関連するリスクの特定
- 特定されたリスクに対処するためのリスク減輕
- 研修プログラム
- 監督プログラム（定期的検査、対象を絞った検査等）
- 内部告発・報告ルート
- 監視と評価
- 制裁および懲戒処分
- 調整および更新の仕組み

企業が効果的なコンプライアンス・プログラムを整備・運用している場合に、違法行為に対する制裁が緩和される傾向は世界的に見られる。違法行為が起きてしまった場合に、コンプライアンス・プログラムの当局による評価を受ける場面が増えるとも言える。コンプライアンス・プログラムの取扱いについての各国の動向を注視するとともに、自社のコンプライアンス・プログラムが各国の規則やガイドラインで求められる効果的な機能を有しているのか確認しておくことが重要である。

以上

³ <https://eng.kppu.go.id/wp-content/uploads/PP-RI-NO.-44-TAHUN-2021-SNIE-997.pdf>

⁴ <https://kppu.go.id/wp-content/uploads/2022/06/Peraturan-KPPU-Nomor-1-Tahun-2022.pdf>